

富山県立上市高等学校創立百周年記念事業実行委員会規約

(名 称)

第1条 この会は、「富山県立上市高等学校創立百周年記念事業実行委員会」と称し、略称として「上高百周年実行委員会」と称する。(以下、「本会」という。)

(所在地)

第2条 本会の所在地は富山県中新川郡上市町齊神新444、富山県立上市高等学校内に置き、事務局は所在地と同一所とする。

(目 的)

第3条 本会は、富山県立上市高等学校の創立百周年を記念し、同校の教育方針に基づき、教育の振興及び教育環境の充実を図るための事業を実施することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 記念式典
- (2) 記念事業
- (3) その他、本会の目的を達成するための必要な事業

(委員及び組織)

第5条 本会の委員は、富山県立上市高等学校同窓会、PTA、教職員及び本会に賛同する者をもって組織する。

(役 員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 実行委員長 1名
- (2) 副実行委員長 若干名
- (3) 常任理事 若干名
- (4) 理 事 10名程度
- (5) 監査委員 2名
- (6) 庶務・会計 若干名
- (7) 顧 問 必要に応じ若干名

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 実行委員長は、本会を代表し、事業を統括する。
- (2) 副実行委員長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、これを代理する。
- (3) 常任理事は、事業を企画し、推進する。
- (4) 理事は、常任理事とともに事業の推進にあたる。
- (5) 監査委員は、予算の執行状況や経理を監査する。
- (6) 庶務・会計は、本会の庶務・会計を担当する。
- (7) 顧問は、本会の重要事項に関し、必要に応じて諮問に応ずる。

(役員を選出)

第8条 実行委員長は本会で互選し、副実行委員長、常任理事、理事、監査委員及び顧問は実行委員長が委嘱し、庶務・会計は教職員の中から学校長の推薦により実行委員長が委嘱する。

(役員を追加・変更)

第9条 実行委員長が必要と認めた場合は、前条の手続きにより、役員を追加・変更することができる。

(役員の仕事)

第10条 役員の任期は、本事業の完了までとする。ただし、実行委員長が必要と認めた場合は、この限りではない。

(会 議)

第11条 本会の会議は、次のとおりとする。

- (1) 本会に実行委員会を置き、本会の最高会議とする。
- (2) 実行委員会は、実行委員長が招集し、実行委員長が議長を務める。
- (3) 実行委員会は、出席者の過半数を以て議決する。
- (4) 事業を遂行するために、部会を設置し活動する。
- (5) 部会は、その活動について、必要に応じ実行委員会に協議及び報告を行う。

(実行委員会)

第12条 実行委員会は、第6条の役員で構成し、規約の制定及び改定、役員の選任、顧問の推薦、予算及び決算の承認、事業計画及び事業報告の承認、本会の解散の決定、その他この会の重要事項について議決する。

(部 会)

第13条 本会に次の部会を置く。

- (1) 記念事業部会
- (2) 式典部会
- (3) 記念誌部会
- (4) 募金部会

(経 費)

第14条 本会の経費は、篤志寄附金及びその他をもって充てる。

(会 計)

第15条 本会に「設備事業会計」及び「一般事業会計」を設けることとし、次の帳簿を備え付けるものとする。

- (1) 寄附金の受け入れに関する帳簿
- (2) 事業支出の明細を記載した帳簿
- (3) 本会の運営及び事務などの支出明細を記載した帳簿

2 実行委員長は、会務及び会計にかかる事務を富山県立上市高等学校長に委任することができる。

(解 散)

第16条 本会は、事業完了後、直ちに会計の精算を行い、監査完了後、解散する。

(残余財産の処分)

第17条 解散に伴う精算の結果、会計に余剰の財産が生じたときは、後の周年記念事業等の基金として富山県立上市高等学校同窓会の会計に移管するものとする。

(その他)

第18条 この規約に定めのない事項については、実行委員会において決議を得るものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 本会の設立は平成30年1月29日とし、本規約は、同日から施行する。